明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○駐車場法施行令の一部を改正する政令（四三）　二
○令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（四四）　二
○電気事業法施行令の一部を改正する政令（四五）　二

〔最高裁規則〕
○不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則（最高裁六）　三

〔内閣官房令〕
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一）　三

〔府令・省令〕
○社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　四

〔デジタル庁令〕
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令（デジタル庁二）　四

〔告　示〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁一）　五
○日本国に帰化を許可する件（法務四九）　五
○スイラケディマ新世代漁港整備計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務九九）　五
○国立大学法人法第三十五条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条第二号の規定に基づき、平成十六年文部科学省告示第十二号の一部を改正する件（文部科学一九）　六
○国立大学法人法第三十五条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条第一号の規定に基づき、平成二十年文部科学省告示第三十二号の一部を改正する件（同二〇）　七
○国立大学法人法第三十五条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十条の四第四項の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第七十六号の一部を改正する件（同二一）　七
○国立大学法人法第三十三条の五第二項第二号の規定に基づき、平成二十九年文部科学省告示第四十五号の一部を改正する件（同二二）　七
○水先人に免許を与えた件（国土交通一六三）　八
○浄化槽の型式を認定した件（関東地方整備局七七）　八
○都市計画に関する件（同七八、七九）　八
○道路に関する件（同八〇～八三）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一三～一六）　九
○都市計画に関する件（同一七）　九
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を変更した件（中国地方整備局二四、二五）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局二七）　一〇

〔国会事項〕
法務省　一一

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕
官庁事項
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一二
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中国運輸局最低賃金公示二）　一二
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（九州運輸局最低賃金公示一）　一二
船員の特定最低賃金の決定に係る地方交通審議会の意見に関する公示（九州運輸局最低賃金公示二）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇**駐車場法施行令の一部を改正する政令**（政令第四三号）（国土交通省）

１　近年における社会経済情勢の変化に対応し、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として共同住宅を追加することとした。（第一八条関係）

２　この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇**令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第四四号）（内閣府本府）

１　令和六年六月八日から七月三〇日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和八年三月一〇日まで延長することとした。

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**電気事業法施行令の一部を改正する政令**（政令第四五号）（経済産業省）

１　広域的運営推進機関の借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額を引き上げることとした。（第四条関係）

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

駐車場法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十三号

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第二十条第一項後段」を「第二十条第一項」に、「キヤバレー、カフエー」を「キャバレー、カフェー」に、「及び工場」を「、工場及び共同住宅」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十四号

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、令和八年三月十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

財務大臣　加藤　勝信

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十五号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の五十五第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一兆千八百三十億円」を「一兆七千四百七十億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治

内閣総理大臣　石破　茂

最高裁規則

○最高裁判所規則第六号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月七日

最高裁判所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。 最高裁判所事務総局経理局長 高等裁判所事務局長	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。 最高裁判所事務総局経理局長 高等裁判所事務局長

改正後	改正前
地方裁判所長 家庭裁判所長（水戸、前橋、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、那覇、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）	地方裁判所長 家庭裁判所長（水戸、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

内閣官房令

○内閣官房令第一号

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十五条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第三項の内閣官房令で定める事業） **第八条の二**　法第十条第三項の内閣官房令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　［略］ 二　その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十一条第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの 三　［略］ （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） **第二十一条**　受給資格者又は法第十条第十一項に規定する者は、同条第十項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の三による再就職手当支給申請書に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の四による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十二による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、法第十条第十項第五号の規定による退職手当にあつては別記様式第十三による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第六号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の二による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の三による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて管轄公共職業安定所等の長に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 2　［略］	（法第十条第三項の内閣官房令で定める事業） **第八条の二**　法第十条第三項の内閣官房令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　［同上］ 二　その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十一条第一項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの 三　［同上］ （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） **第二十一条**　受給資格者又は法第十条第十一項に規定する者は、同条第十項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の二による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の三による再就職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の四による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十二による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、法第十条第十項第五号の規定による退職手当にあつては別記様式第十三による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第六号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の二による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の三による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて管轄公共職業安定所等の長に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第十一の二を次のように改める。

別記様式第11の２　削除

附　則

この内閣官房令は、令和七年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府法務省令第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定個人情報の提供） **第六十二条**　振替機関又は口座管理機関は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当該振替機関又は当該口座管理機関の上位機関である振替機関の業務規程（これらの振替機関が法第九条第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合には、当該業務の運営に関する規則を含む。）の定めるところにより、社債等の発行者（これに準ずる者として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十三条各号に掲げる者を含む。）又は他の振替機関等に対し、当該振替機関又は当該口座管理機関の加入者の特定個人情報（金融庁長官が定めるものに限る。）を提供するものとする。	（特定個人情報の提供） **第六十二条**　振替機関又は口座管理機関は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当該振替機関又は当該口座管理機関の上位機関である振替機関の業務規程（これらの振替機関が法第九条第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合には、当該業務の運営に関する規則を含む。）の定めるところにより、社債等の発行者（これに準ずる者として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十三条各号に掲げる者を含む。）又は他の振替機関等に対し、当該振替機関又は当該口座管理機関の加入者の特定個人情報（金融庁長官が定めるものに限る。）を提供するものとする。

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十九条第二項の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令を次のように定める。

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令

（趣旨）

第一条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が保管する金銭（以下「本保管金」という。）の受払い等については、この庁令の規定によるほか、保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）、保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。以下「特例省令」という。）及び出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の定めるところによる。

（定義）

第二条　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　利用者　共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを利用して公共情報システムの整備又は運用を行う者であって国以外のもの

二　提供事業者　共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者

三　利用料　利用者が提供事業者に支払うべき共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に係る料金

四　取扱店　保管金取扱規程第三条の規定により定められた本保管金の保管金取扱店

（歳入歳出外現金出納官吏）

第三条　内閣総理大臣は、本保管金の出納保管を行わせるため、デジタル庁の職員のうちから、歳入歳出外現金出納官吏（以下「出納官吏」という。）を命じなければならない。

（出納保管の方法）

第四条　出納官吏は、利用者の利用料の効率的な支払に資するため、取扱店のほか、確実な銀行その他の金融機関において本保管金の出納保管を行うことができる。

（利用の登録等）

第五条　共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを利用しようとする公共情報システム整備運用者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、デジタル庁の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下この条において「電子情報処理組織」という。）を使用して登録しなければならない。

一　共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを利用して整備又は運用を行おうとする公共情報システムの名称

二　公共情報システム整備運用者の名称

三　利用料の通知先の名称及び電子メールアドレス

四　その他利用料の通知に必要な情報

2　利用者は、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを利用するための環境を複数の利用者で共同して運用管理する場合は、当該複数の利用者の間での利用料の負担割合その他の負担方法を、毎月出納官吏が示す期限までに電子情報処理組織を使用して登録しなければならない。

３　利用者は、第一項の規定により登録した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を電子情報処理組織を使用して登録しなければならない。

４　利用者は、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用を終了しようとするときは、あらかじめ、出納官吏にその旨を申し出なければならない。

（利用料の通知）

第六条　出納官吏は、提供事業者から利用料の引渡しの請求を受けたときは、当該利用料を支払うべき利用者に対し、速やかに次に掲げる事項を通知するものとする。

一　納付すべき利用料の額

二　納付期限

三　納付場所

四　納付情報により取扱店に現金を振り込む方法（以下「特定納付」という。）により納付する場合における納付情報

五　銀行その他の金融機関への振込みにより納付を行う場合における振込先預金口座のある金融機関の名称並びに当該預金口座の種類、名義及び口座番号

六　その他納付に必要な情報

（特定納付による利用料の払込手続）

第七条　前条の規定による通知を受けた者（以下「利用料払込者」という。）は、特定納付により、利用料を取扱店に払い込むものとする。

（利用料の納付の特則）

第八条　利用料払込者は、前条の規定による払込みが困難なときは、当該払込みに代えて、銀行その他の金融機関に利用料の振込みを行うことができる。

２　出納官吏は、前項の規定による利用料の振込みを確認したときは、当該利用料を第六条の通知に記載された納付情報により速やかに取扱店に払い込まなければならない。

（催促）

第九条　出納官吏は、利用料の全部又は一部が納付期限を過ぎてもなお納付されない場合には、電話、電子メール等により納付されていない利用料の納付を催促しなければならない。

（遅延利息の通知等）

第十条　出納官吏は、第六条の請求において示された支払期限までに次条の規定による利用料の払渡しが行われず、提供事業者から利用料払込者が支払うべき遅延利息の請求があったときは、当該利用料払込者に対し、速やかに次に掲げる事項を通知するものとする。

一　納付すべき遅延利息の額

二　納付期限

三　納付場所

四　特定納付により納付する場合における納付情報

五　銀行その他の金融機関への振込みにより納付を行う場合における振込先預金口座のある金融機関の名称並びに当該預金口座の種類、名義及び口座番号

六　その他納付に必要な情報

２　前項の遅延利息の納付に当たっては、第七条及び第八条の規定を準用する。

（利用料等の払渡し）

第十一条　出納官吏は、第六条又は前条第一項の請求を行った提供事業者に対し、第七条又は第八条第二項（これらの規定を前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により払い込まれた利用料又は遅延利息の払渡しを行うものとする。

２　前項の規定による払渡しは、振込みによる払渡しのための特例省令別紙第二号書式による支払指図書を同令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して作成し、日本銀行本店に送信する方法により行わなければならない。

（帳簿）

第十二条　出納官吏は、現金出納簿のほか、利用料管理簿を備えなければならない。

２　前項の利用料管理簿の作成は、デジタル庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに次の事項を記録する方法によって行うものとする。

一　第六条の規定による通知を行った日、利用料払込者及び利用料の額

二　第七条の規定による払込みが行われた日及び利用料の額並びに当該払込みを行った者

三　第八条第一項の規定による振込みを行った者並びに同条第二項の規定による払込みが行われた日及び金額

３　出納官吏は、利用料の納付を受けた都度、利用料管理簿に記録しなければならない。

（利用料に係る過誤納金等の返還）

第十三条　出納官吏は、提供事業者からの請求の誤りにより生じた利用料の返還があることを知ったときは、当該提供事業者に対し返還の請求を行わなければならない。

２　出納官吏は、過誤納金又は前項の請求に対し支払われた金銭があることを知ったときは、これらの金銭を受け取るべき者に対しその旨を通知しなければならない。

３　前項の規定による通知を受けた者は、出納官吏に対し返還の請求を行わなければならない。

４　出納官吏は、前項の請求を受けたときは、返還のための支払をしなければならない。

５　前項の支払に当たっては、第十一条第二項の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

この庁令は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四号）の施行の日（令和七年三月八日）から施行する。